

<高松中学校PTA規約の改訂について>

◆ 第1号議案 高松中学校PTA規約の改訂

- 今まで、土曜授業日に合わせて年8回役員会・運営委員会を開催してきましたが、次年度より土曜日授業が大幅に削減されることから、役員会・運営委員会の回数について変更いたします。
- コロナウイルス感染症による縮小運営前は、学校側からの役員として副会長、書記および会計の3名を選出しておりましたが、学校側の役員は副会長のみとし、PTA役員の構成を変更いたします。
- PTA会費について、今年度まで一世帯当たりの徴収とさせていただいておりましたが、生徒一人一人に使用されていることを鑑み、生徒一人あたりからの徴収とさせていただきます。

高松中学校PTA規約改訂にあたり、運営委員会において決議し、以下のように改訂させていただきます。

○ PTA規約 ○

- 第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は一世帯1ヶ月500円とする。

↓

この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は生徒一人当たり1ヶ月500円とする。

- 第11条 この会の役員は、次のとおりである。

1. 会長1名、副会長4名 (P3・T1)、書記3名 (P2・T1)、会計3名 (P2・T1)

↓

1. 会長1名、副会長4名 (教職員を含む)、書記2名、会計2名

- 第18条 1. 会計監査委員は、每学期1回以上、臨時会計監査を行う。

↓

1. 会計監査委員は、年度ごと1回以上、臨時会計監査を行う。

- 第30条 運営委員会は年間8回、または会長がこれを必要と認めたときに開く。

↓

運営委員会は会長がこれを必要と認めたときに開く。